

# 第13次鳥獣保護管理事業計画の概要について

京都府知事が実施する鳥獣保護管理事業についての基本的な方針や取組などを定める5箇年計画です。

## 第一 計画の期間（本文 P1）

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

## 第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項（本文 P1～9）

鳥獣による農林水産業被害の問題と、鳥獣の適切な保護繁殖の必要性との調整を図りながら、鳥獣保護区の指定を進めます。

### 【京都府指定鳥獣保護区の指定計画】

		現在の指定状況	第13次計画終了時	増減
鳥獣保護区	箇所数	61	61	0
	面積(ha)	23,463	23,463	0
特別保護地区	箇所数	0	0	0
	面積(ha)	0	0	0

## 第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項（本文 P9）

本府では鳥獣の人工増殖及び放鳥獣は行いませんが、随時、必要な情報の蓄積に努めます。

## 第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項（本文 P9～27）

錯誤捕獲防止のため、錯誤捕獲の情報収集を進め、必要に応じわなの規制の見直しを図るとともに、捕獲者への指導、錯誤捕獲時の体制整備等の取組を推進します。

## 第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域、猟区及び指定猟法禁止区域に関する事項（本文 P27～31）

銃猟による危険を未然に防止するため、市街地や人家が密集している場所など、銃猟による危険が予想される場所について指定を行います。

### 【特定猟具使用禁止区域の指定計画】

		現在の指定状況	第13次計画終了時	増減
銃猟に伴う危険を予防する区域	箇所数	70	70	0
	面積(ha)	52,117	52,117	0

## 第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項（本文 P32～33）

本府において被害が深刻であり、かつ生息状況や生態的特性に配慮して慎重に取り扱う必要がある鳥獣について、特定鳥獣保護管理計画を策定するとともに、適切な評価・見直しを行い、確実な執行管理を推進します。

〈特定鳥獣保護管理計画の策定〉

対象鳥獣	ツキノワグマ、ニホンザル、イノシシ及びニホンジカ
計画期間	令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

## 第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項（本文 P34～36）

鳥獣に関する施策を実施する上で生息状況調査は、必要不可欠なものであるため、府のレッドリストで要注目種に指定されているツキノワグマをはじめ、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ及びガン・カモ類などを対象に鳥獣の生息状況について調査し、情報の収集を行います。

## 第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項（本文 P36～39）

- 狩猟免許の取得促進のみならず、十分な捕獲技術を持った人材の育成を推進します。
- 適正な担当者の配置、緑の指導員（鳥獣保護管理員）と連携した取締りの実施など、円滑な施策の実施に努めます。

## 第九 その他（本文 P39～43）

- 市町村、獣医師会、動物園の協力の下、傷病鳥獣の救護活動に努めます。
- 高病原性鳥インフルエンザや豚熱（CSF）等の感染症による影響を抑止又は低減させるため、的確な防疫体制の構築と関連部局の連携強化に努めます。
- 大型獣類の市街地等への出没を抑制するとともに、出没時に迅速な対応を図るための人員配置や連絡体制の整備を進めます。
- 愛鳥週間行事や愛鳥ポスターコンクールの実施により府民の自然に対する関心と理解を深めます。

## 参 考

根拠法令：鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）

### 第4条